

事業名：放射性物質汚染廃棄物処理事業に係る周辺環境整備事業



基金の名称

放射性物質汚染廃棄物処理周辺環境整備基金

基金事業の名称

放射性物質汚染廃棄物処理事業に係る周辺環境整備事業

事業の目的

指定廃棄物の長期管理施設の設置や各県内での広域処理を受け入れる自治体が、東日本大震災からの復旧・復興の観点から実施する風評被害及び地域振興対策のための事業を支援する。

現状・課題

放射能濃度が8000Bq/kgを超える指定廃棄物については、国に処理責任があるため、原子力被災地域のうち指定廃棄物が多量に発生している5県（宮城県、栃木県、群馬県、茨城県、千葉県）において、指定廃棄物の長期管理施設の整備や指定廃棄物の広域処理等を進めるため、長期にわたる風評被害対策等の国の支援を明確にし、必要経費をあらかじめ確保する必要がある。

基金方針の 必要性

指定廃棄物の処理に係る事業の進捗は周辺地域振興策や風評被害対策の事業の進捗に大きく影響されるため、本事業の実施においては地元自治体の意向を踏まえ、制度設計を行うことが必須となる。

また、本基金は、公共施設・生活環境施設等を整備するハード事業や、特産品PRや観光PRなどのソフト事業など、多岐にわたる事業への支援を想定しているため、地元自治体の意向に沿った弾力的な支出を実現することが必要であること等の理由から基金の造成が不可欠である。

予算措置額

50億円（5県総計：50億円）

【成果目標の設定】

インプット

2025年度の当初予算について、50億円の予算を措置



アクティビティ

原子力被災地域のうち指定廃棄物が多量に発生している5県において、長期管理施設の設置または各県内での指定廃棄物の広域処理の実施に向けた自治体への働き掛けを継続的に実施



アウトプット

長期管理施設の設置または各県内での指定廃棄物の広域処理の受入れを行った自治体に造成した基金の活用実績（事業実施件数等）



アウトカム

5県の指定廃棄物のうち、基金の活用等により集約管理又は処理が達成された割合